

青森県報

第四千五百四十四号

平成三十年
十二月二十五日
(火曜日)

目次

告 示

○生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	一
○右 同	(同)	一
○右 同	(同)	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
○右 同	(同)	三
○右 同	(同)	三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(同)	三
○右 同	(同)	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	(同)	四
○右 同	(同)	五
○右 同	(同)	五
○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定	(こどもみらい課)	六
○証紙売りさばき人の名称の変更	(会計管理課)	六
○右 同	(同)	六
○建設業を営む者の営業の停止	(監理課)	七

出先機関

○土地改良区の役員の就任及び退任

(西北地域民局) ……七

○右 同

(同) ……七

教育委員会

○県文化財の指定

(文化課財) ……八

告 示

示

青森県告示第八百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社アップルケミスト	弘前市大字石渡二丁目一四七	居宅療養管理指導	弘前市大字賀田一丁目三の一六	平成 三〇・〇・一

青森県告示第八百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社アップルケミスト	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地			
名 称	弘前市大字石渡二丁目一の四七	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
名 称	アップル調剤薬局岩木	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
名 称	弘前市大字賀田一丁目三の一六	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
名 称	平成三〇・〇・一	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日

青森県告示第八百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	介護予防事業所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地		
名 称	弘前市大字境の二八	介護予防事業所	指 定 年 月 日
名 称	アップル調剤薬局岩木	介護予防事業所	指 定 年 月 日
名 称	弘前市大字賀田一丁目三の一六	介護予防事業所	指 定 年 月 日
名 称	平成三〇・〇・一	介護予防事業所	指 定 年 月 日

株式会社アップルケミスト	弘前市大字石渡二丁目一の四七	介護予防居宅療養管理指導	アップル調剤薬局岩木	弘前市大字賀田一丁目三の一六	平成三〇・〇・一
--------------	----------------	--------------	------------	----------------	----------

青森県告示第八百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社アップルケミスト	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	廃 止 年 月 日	
	主たる事務所の所在地				居宅介護事業の種類
名 称	弘前市大字石渡二丁目一の四七	居宅療養管理指導	アップル調剤薬局黒石店	黒石市寿町四七の三	平成三〇・九・三
名 称	株式会社町田アンド町田商	居宅介護事業の種類	サカエ薬局黒病前	黒石市北美町二丁目三五の一	三〇・九・三〇
名 称	クオール株式会社	居宅介護事業の種類	クオール薬局弘前店	弘前市大字五所字野沢三九の二五	〃
名 称	医療法人公仁会	居宅介護事業の種類	クオール薬局弘前豊原店	弘前市大字豊原一丁目五の二九	〃
名 称	〃	居宅介護事業の種類	川上クリニック	弘前市大字野辺地一五〇の一	〃

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	株式会社しあわせ	名称	川上在宅介護相談所	名称	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	名称	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	年月日	平成三〇・九・三〇
主たる事務所の所在地	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	名称	しあわせサポーター	所在地	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	所在地	弘前市大字早稲田三丁目一四の三	年月日	平成三〇・九・三〇
名称	医療法人公仁会	名称	川上在宅介護相談所	所在地	上北郡野辺地町字野辺地一五〇の二	所在地	上北郡野辺地町字野辺地一五〇の二	年月日	〃

青森県告示第八百四十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	サカエ薬局なんぶ	所在地	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三五の二	指定期日	平成三〇・三・三
----	----------	-----	--------------------	------	----------

青森県告示第八百四十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市中央一丁目一の二九
株式会社青森エヌシーカード
- 二 変更内容
 - 1 変更前
協同組合青森日商連
 - 2 変更後
株式会社青森エヌシーカード

青森県告示第八百五十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市中央一丁目一の二九
株式会社青森日商連
- 二 変更内容
 - 1 変更前
株式会社青森エヌシーカード
 - 2 変更後
株式会社青森日商連

公 告

建設業を営む者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業を営む者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十二月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社巴興業
- 二 代表者の氏名 三橋興嗣
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田一丁目一四の二
- 四 営業の停止を命じた年月日 平成三十年十二月十七日
- 五 停止を命ずる営業の範囲
注文者から青森県の区域内における土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
- 六 営業の停止を命ずる期間
平成三十年十二月二十五日から同月二十七日までの三日間
- 七 営業の停止を命ずる原因となった事実
青森県が発注者である建設業法第三条第一項ただし書及び建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二第一項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える建設工事について、前記建設業を営む者が建設業法第三条第一項の許可を受けずに元請負人と下請契約を締結したことが確認された。このことが、同法第二十八条第二項第二号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、白山溜池土地改良区から、次のとおり役員の上任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十二月二十五日

西北地域県民局長 平 野 義 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	鳴海 初男	五所川原市大字飯詰字石田五六の二	平成 三〇・二・二六就任
〃	小坂 昭雄	大字戸沢字前田三五の八	〃
〃	和島 秀夫	大字飯詰字福泉七九	〃
〃	齊藤 晴夫	大字戸沢字玉清水一八九	〃
〃	齊藤 秀治	〃 字畑林一六の二	〃
〃	高橋 俊恵	大字金山字泉田九四の二	〃
〃	齊藤 智	大字戸沢字前田四五の一	〃
〃	柳原 一夫	大字飯詰字桜田二三の六	〃
〃	鳴海 正	〃 字朝日沢田三九	〃
〃	鳴海 初男	〃 字石田五六の二	三〇・二・二七退任
理 事	小坂 昭雄	大字戸沢字前田三五の八	〃
〃	和島 秀夫	大字飯詰字福泉七九	〃
〃	齊藤 晴夫	大字戸沢字玉清水一八九	〃
〃	齊藤 秀治	〃 字畑林一六の二	〃
〃	高橋 俊恵	大字金山字泉田九四の二	〃
〃	齊藤 智	大字戸沢字前田四五の一	〃
〃	柳原 一夫	大字飯詰字桜田二三の六	〃
〃	鳴海 正	〃 字朝日沢田三九	〃
監 事	齊藤 智	大字飯詰字桜田二三の六	〃
〃	柳原 一夫	〃 字朝日沢田三九	〃

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の上任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年十二月二十五日

西北地域県民局長 平 野 義 一

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の

役員別の区	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	増田 教正	つがる市木造藤岡三〇の七九	平成 三〇・二・三就任
〃	福島 弘芳	木造林阿曾沼四六	〃
〃	長谷川孝悦	木造下福原中吉谷八六の一	〃
〃	木村 博昭	木造兼館白銀二八の一	〃
〃	秋田谷幸央	車力町若林二八の二	〃
〃	葛西 勝久	木造豊田千刈九七の三六	〃
〃	盛 行春	森田町下相野野田一三八	〃
〃	中村 雅志	木造平滝宝滝四一	〃
〃	藤田 章嗣	稲垣町豊川藤見山四の一	〃
〃	長谷川 徹	木造越水今村五〇	〃
〃	小笠原 繁	稲垣町沼崎泉水五七の一	〃
〃	増田 教正	木造藤岡三〇の七九	三〇・二・二退任
〃	福島 弘芳	木造林阿曾沼四六	〃
〃	佐藤 昭三	森田町大館千歳一二三の一	〃
〃	成田 清繁	稲垣町沼崎泉水五九の一九	〃
〃	藤田 隆一	稲垣町豊川藤見山二〇	〃
〃	坂本 久夫	木造吹原若草二一	〃
〃	工藤 眞	木造丸山竹鼻二〇	〃
〃	長谷川孝悦	木造下福原中吉谷八六の一	〃
〃	木村 博昭	木造兼館白銀二八の一	〃
〃	秋田谷幸央	車力町若林二八の二	〃
〃	葛西 勝久	木造豊田千刈九七の三六	〃

規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成三十年十二月二十五日

青森県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
県重宝	木造女神坐像	一躯	三戸郡南部町大字大向字長谷一 の 一 恵光院奥の院	宗教法 人 恵光院

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭